

○市有特定建築物耐震化推進計画検討委員会要綱

平成27年8月14日

告示第183号

(設置)

第1条 (仮称)市有特定建築物耐震化推進計画を策定するに当たり、専門的な視点からの意見を聴取するため、市有特定建築物耐震化推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「(仮称)市有特定建築物耐震化推進計画」とは、市役所本庁舎、市民活動センター、市民体育館、市民会館及び中央公民館の耐震化の方向性について、市長が策定する計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、(仮称)市有特定建築物耐震化推進計画に関し、検討及び意見交換を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人をもって組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から(仮称)市有特定建築物耐震化推進計画の策定が終了した日までとする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、市長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第9条 市長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、（仮称）市有特定建築物耐震化推進計画の策定が終了した日に、その効力を失う。